

令和8年2月通常会議
議案第41号

大津市都市公園条例の一部を改正する 条例の制定について

令和8年3月16日
都市計画部 公園緑地課

条例の改正の経緯及び改正内容について

改正の経緯

皇子山総合運動公園の庁舎整備エリアに設置しているテニスコートについて、用地取得及び整備に向けて、令和8年4月から解体・撤去することに伴い、有料公園施設を定めている本条例の改正を行う。



皇子山総合運動公園のエリアゾーニングイメージ
 (大津市庁舎整備基本計画から抜粋)

改正内容

大津市都市公園条例の別表第1「皇子山総合運動公園」の項に定められている有料公園施設のうち、「テニスコート」について削除する。

施行日

令和8年4月1日

新旧対照表

現行		改正案	
○大津市都市公園条例		○大津市都市公園条例	
昭和40年3月29日 条例第18号		昭和40年3月29日 条例第18号	
別表第1(第7条関係)		別表第1(第7条関係)	
皇子山総合運動公園	野球場 室内練習場 陸上競技場 <u>テニスコート</u> グラウンド	皇子山総合運動公園	野球場 室内練習場 陸上競技場 グラウンド
		<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	